

令和7年度 農作業標準賃金・機械作業標準料金

1 農作業標準賃金

作業種目	契約種別	標準賃金(円)	備 考
水田作業	1日	10,400	実労働時間は8時間とする
畑作業	1日	10,000	実労働時間は8時間とする

※ 果樹収穫作業については、畑作業の賃金額を準用のこと

2 機械作業標準料金

作 業 種 目		契約種別	標準料金(円)	備 考
水 田 耕 起	トラクター	10a請負	7,200	・ロータリー1回分の料金
水田代かき		10a請負	7,600	・仕上げの料金・ドライブハローを使用 ・ロータリー使用の場合は、水田耕起料金を準用
畦 塗 り		1m当たり	42	・100mを基礎に算出
植 付	田植機	10a請負	9,200	・稚苗植の額・苗費は含まない
刈 取 脱 穀	コンバイン	10a請負	20,600	・乾燥場までの籾運搬は含まない ・乾燥場までの籾運搬費は、籾運搬コンテナを使用する場合、10a当り1,061円とする
乾 燥 調 製	—	60kg当たり	3,400	・籾摺料金の667円を含む
育 苗	—	1箱当たり	900	・稚苗（硬化苗）の額
畑 耕 起	トラクター	10a請負	6,800	・ロータリーを使用した1回分の料金

※ 水田機械作業標準料金の算出にあたっては、区画整理されたほ場(30a区画)を想定して設定されています。

※ 乾燥調製、育苗を除く作業は、オペレーター1人付き料金です。料金には、消費税が内税として含まれています。

※ 畑耕起以外の金額は、千葉県農業会議が算出した印旛地区の金額と同じです。

※ 畑耕起トラクターの金額は、参考金額のため、ほ場やトラクターの使用機種を考慮のうえ算出してください。